

「顧問弁護士」制度導入のお知らせ

高教組では、学校現場での様々な問題、評価制度、組合員の個人のトラブル等への対応のため、「顧問弁護士」制度を、2005年6月1日より導入しました。高教組組合員が必要に応じて弁護士による相談対応、面談助言等を受けられる制度です。ご利用下さい。

1. 顧問契約先〈吾郷法律事務所〉

吾郷計宜弁護士、丑久保和彦弁護士

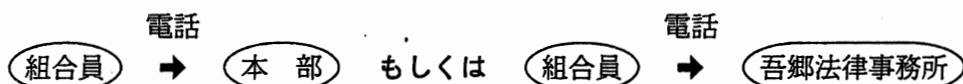
住所 〒690-0886 松江市母衣町178-2

t e l 0 8 5 2 - 2 6 - 1 8 9 5

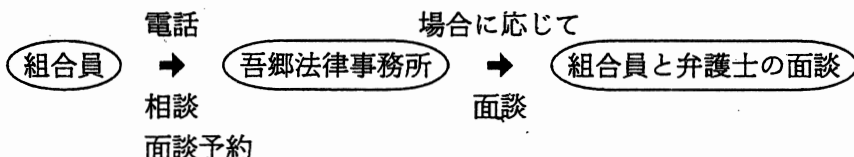
f a x 0 8 5 2 - 2 7 - 7 2 5 8

2. 相談方法について〈以下の手順で相談することができます〉

※初回



※2回目以降



3. 相談内容については、校務に関するだけでなく、個人的なことでもかまいません。

4. その他

- ①相談にあたり「高教組組合員」の確認をさせていただきます。
- ②「相談料」は無料です。ただし、法律上の処理が必要になった場合は個人負担となります。
- ③相談方法は、電話と面談のいずれかになります。
(相談は無料ですが、旅費・日当等は場合に応じて、別途協議となります。)
- ④相談申込時間は以下の通りです。
月曜日～金曜日 9:30～17:00
- ⑤個人の相談内容については、弁護士がその秘密を必ず守ります。

※ご不明の点があれば、島根高教組本部までご連絡下さい。

島根高教組本部

t e l 0 8 5 2 - 2 1 - 0 8 4 1

f a x 0 8 5 2 - 2 1 - 0 3 7 5